

ときがわ町保育料徴収基準額表

(単位：円)

階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	2,200	2,200	1,500	1,500	1,500	1,500	
第3階層	市町村民税課税世帯であつてその市町村民税所得割額が右の区分に該当する世帯	48,600円未満	9,800	9,700	7,800	7,700	7,800	7,700
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	18,100	17,800	15,000	14,800	15,000	14,800
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	31,600	31,100	23,100	22,800	22,400	22,100
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	42,900	42,200	26,600	26,200	25,400	25,000
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	50,900	50,100	28,200	27,800	26,900	26,500
第8階層		397,000円以上	54,700	53,800	30,800	30,300	29,400	29,000

(1) ひとり親世帯等・在宅障害児(者)のいる世帯・生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯の場合で、第2階層もしくは第3階層に認定された場合の保育料は、次のとおりとなります。

階層区分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第2階層	0	0	0	0	0	0
第3階層	8,800	8,700	6,800	6,700	6,800	6,700

(2) 第2階層から第8階層までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している場合においては、次のとおりとなります。

入所児童：2人 → 下の子1人の保育料が2分の1

：3人以上→上から2人目の児童は保育料が2分の1、3人目以降は0円